

介護保険事業者における事故報告の取扱いについて

介護保険法に基づく

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、

介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、

健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）、

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）、

板野町訪問型サービス及び通所型サービスの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成29年板野町告示第28号）

による事故については、原則として「徳島県介護保険事業者事故報告取扱要領」により、福祉保健課へ速やかに(概ね3日以内(閉庁日を除く))報告してください。